

戸籍事務司掌者に対する破産手続開始決定確定等の通知について

平成16年11月30日民三第000113号高
等裁判所長官，地方裁判所長あて民事局長通達

標記の通知について，下記のとおり定めましたので，これによってください。

記

1 裁判所書記官は，次のいずれかのときは，破産者の本籍市区町村において戸籍に関する事務をつかさどる者（以下「戸籍事務司掌者」という。）に対し，当該破産者について破産手続開始の決定が確定した旨を通知する。

(1) 破産手続開始の決定が確定した日以後1月を経過した時点において，当該破産手続に係る免責手続が係属していないとき。

(2) 破産手続開始の決定が確定した日以後1月を経過した後に，当該破産手続に係る免責許可の申立てがすべて取り下げられたとき。

(3) 破産手続開始の決定が確定した日以後1月を経過した後に，当該破産手続に係る免責許可の申立てのすべてについて，これを却下し，又は棄却する裁判が確定したとき。

(4) 破産者について，免責不許可の決定が確定したとき。

(5) 破産者について，免責取消しの決定が確定したとき。

2 裁判所書記官は，1に基づく通知をした後に当該破産手続に係る免責許可の決定又は復権の決定が確定したときは，戸籍事務司掌者に対し，当該破産者について免責許可の決定又は復権の決定が確定した旨を通知する。

付 記

1 この通達は，破産法（平成16年法律第75号）の施行の日（平成17年1月1日）から実施する。

2 この通達の実施前にされた破産の申立て又はこの通達の実施前に職権でされた破産の宣告に係る破産事件については，なお従前の例による。